

これは外せない！

# 給与計算・労務管理の 重要ポイント



## 2 個別相談

### 1 賃金について

- ・有給消化時の通勤手当、  
その他の手当を不支給にする場合
- ・欠勤が多い月の欠勤控除について
- ・固定残業代の払い方

社会保険料の負担が苦しい…

従業員の残業が結構あるけど何か問題ある？

従業員が辞めた場合の手続きは？

誰に聞いたらいいの？

こんな時はどうしたらいいの？

**そんなお悩みを、  
社労士の先生に相談できるチャンスです！**

参加費  
無料



特定社会保険労務士

長谷部 直彦 先生

ブライト社労士事務所代表。

労働時間と賃金の決め方を軸に、労務の面から中小企業をサポート。

「会社もいろいろ、社長もいろいろ、従業員もいろいろ」

現状の働き方を見直しながら、労働に関する制度を適切・積極的に活用し、会社と従業員双方に、よりよい雇用を提案する。

日時

9月13日(火)

◆ 13:45～開場 ◆ 14:00～講演

◆ 15:00～個別相談会

会場

税理士法人GrowUp  
草津事務所1階セミナールーム

申し込み

Tell: 077-532-8368

お客様アンケート

参加

不参加

個別相談希望  
相談内容

( )